資料5－1

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、以下の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を踏まえて実施する。

その際、各コンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的・効率的な取組とすることが求められる。

（Ⅰ）自己目標の設定

○ 認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。目的・目標は、職業実践的な教育に適したものとする。

○ 目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。
（指標の項目例：資格取得、就職状況、離職率、企業等からの評価　等）

○ 設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み（資格制度、職業能力評価基準等）と関連付けることが期待される。
（さらには、分野間等で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野に。）

（Ⅱ）第三者評価の実施

職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）について、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

【評価の手法】

評価委員の構成は５名程度（有識者／専門学校関係者／業界関係者等）とする。

【評価の観点】

（１）設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定。

- 教員資格、教員数
- 授業時数
- 校地校舎の面積、設備　　等

（２）職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。

- 教育課程編成委員会等の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- 企業等と連携した実習・演習等の実施
- 企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ホームページにおける情報提供

（３）学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価。

・職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等
　職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等（教員組織、教育課程、施設及び設備等）が、目的・目標達成のために適切に機能しているか。

・上記以外の教育内容等
　教育課程や教育施設・設備等が目的・目標達成のために適切なものか。　　等

（４）内部質保証

機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価。

※ 目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。

※ 機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。

資料５－２

専門学校における第三者評価の方向性に係る論点（案）

１．「実践的な職業教育」という観点

- 評価項目については、大学において実施されている「機関別評価」「分野別評価」を参考にしつつも、「実践的な職業教育」の観点から、学修成果をより意識して構成することが適切ではないか。

２．自己評価について

- 第三者評価の前提として、自己評価が必要となるが、自己評価については、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成２５年３月文部科学省生涯学習政策局）に準拠しつつ、学修成果、社会との接続の観点をより意識した目的・目標（教育理念・目標）の設定を求めるとともに、「自己点検」の観点も重視すべきではないか。

３．自己評価と学校関係者評価と第三者評価の関係

- 自己評価及び学校関係者評価においては、教育活動その他の学校運営の状況に関し、学修成果も含む各項目について、幅広く評価するべきか。あわせて、基準適合性の観点も評価項目に明示的に盛り込むようにしていくべきか。

- 第三者評価は、このような内部質保証（自己評価・学校関係者評価等）が機能しているかについて評価を行う役割を果たしつつ、基準適合性及び学修成果の観点もあわせて評価を行うべきではないか。このほか、第三者評価は、自己評価項目について網羅的に評価を行うべきか。

- 第三者評価の実施方法・内容等については、実施を行いながら、適切な在り方を模索していくべきではないか。

資料5-3

専修学校職業実践専門課程（美容分野）第三者評価試行について

平成26年度文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」
美容分野コンソーシアム
一般社団法人専門職高等教育質保証機構

はじめに

この試行は、平成26年度文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業のうち「職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築」の一環として実施するものです。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）は、当初、一般社団法人ビューティビジネス評価機構として、文部科学大臣から専門職大学院のうちビューティビジネス分野の認証評価を行う認証評価機関として認証されました（2012年7月31日）。平成24年度には、ハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の専門分野別認証評価を実施し、評価結果を公表しました（2013年4月5日）。今回、専修学校（特に、職業実践専門課程）教育の評価・質保証事業への展開をめざして、法人名を変更し、専修学校職業実践専門課程（美容分野）第三者評価の試行を計画しました。

Ⅰ　評価の目的

専修学校職業実践専門課程の第三者評価に関しては、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」において、各分野のコンソーシアムの枠組みを生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、各学校の取組状況を確認・評価することで、効果的・効率的な取組を実施することが求められています。

この要請に応えるために、この専修学校職業実践専門課程（美容分野）第三者評価試行（以下「試行的評価」とよびます。）が実施されるものです。この評価は、専修学職業実践専門課程の教育水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

(1) 機構が定める評価基準（以下「評価基準」とよびます。）に基づいて、専修学校職業実践専門課程（美容分野）（以下「学校」とよびます。）を定期的に評価することによって、その教育活動等の質を保証すること。
(2) 学校の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該学校にフィードバックすることによって、その教育活動等の改善・向上に資すること。
(3) 学校の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

なお、この試行的評価を通じて、専修学校職業実践専門課程の第三者評価を実施する上での問題点・課題を洗い出し、将来の本格的実施をめざすものです。

Ⅱ　基本的方針

上記の目的を達成するために、次のような基本的な方針のもとに、評価を実施します。

（1）評価基準に基づく評価

この評価は、機構が定めた評価基準に基づいて、学校の教育活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、その結果を踏まえて、専修学校設置基準（文部科学省）、美容師養成施設指定規則（厚生労働省）をはじめ関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているか否かの認定を行います。

（2）学修成果を中心とした評価

学生が習得すべき学修成果（ラーニング・アウトカムズ）を重視することが、高等教育の国際的な潮流となっています。この評価は、国際通用性を勘案して、学修成果を中心として学校の教育活動等の総合的な状況について評価を実施します。

（3）学校の個性の伸長に資する評価

この評価は、機構が定めた評価基準（Ⅲ　評価基準）に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、学校が有する「目的・目標」を踏まえつつ実施します。このため、基準の設定においても、学校の目的・目標を踏まえた評価が行えるような配慮がされています。ここでいう「目的」とは、学校の使命、教育活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等を、「目標」とは、目的が達成されたかどうかを判断するための指標を、それぞれ指します。

（4）自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた学校の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構が示す評価基準および別に定める『自己評価実施要項』に基づいて、学校が自ら評価を行うことが重要です。機構の評価は、学校が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む）を分析して、その結果を踏まえて実施します。

（5）ピア・レビューを中心とした評価

学校の教育活動等を適切に評価するために、専修学校の教員、業界関係者およびそれ以外の者であって学校の教育活動に関して識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

（6）透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた学校、コンソーシアム等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

（7）国際通用性のある評価

高等教育のグローバル化が進展しつつある現在、職業教育においてもまた、国際通用性が求められています。このことを踏まえ、学校における内部質保証システム、学修成果および教育情報の公表を重視した評価を実施します。

Ⅲ　評価基準

評価基準は、五つの基準から構成されています。基準ごとに、その内容を説明した上で、基本的な観点（24項目）が設定されています。対象学校には、すべての基本的な観点について自己評価することが求められます。また、学校の目的・目標に照らして、独自の観点を各学校が設定して、

その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点および学校が設定した観点の分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることになります。

基準１　目的・目標の設定および入学者選抜（基本的な観点 5項目）

この基準では、学校の目的・目標が、社会との接続の観点を含めて具体的に設定されているか、さらに、その目的・目標が、職業実践的な教育に適したものとなっているかを評価します。認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を具体的に設定してください。「目標」とは、目的が達成されたかどうかを判断するための指標です。目標として設定される指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識しつつ、美容分野に即した具体的な指標を設定する必要があります。

この基準では、入学者受入方針に沿って入学者選抜が適切に実施され、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっているかについても判断します。

基準２　専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則の適合性（基本的な観点 8項目）

この基準では、学校が、専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則等の定める、教員資格、教員数、授業時数、校地校舎の面積、施設等に適合していることを認定します。さらに、学校の目的・目標に照らして、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準、授与される職業資格との関係において適切であり、当該職業分野の期待に応えるものになっているかどうかを評価します。

基準３　職業実践専門課程の認定要件の適合性（基本的な観点 3項目）

この基準では、学校が、下記の職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定します。なお、「企業等と連携した組織的な教員研修の実施」および「企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表」に関する要件については、基準４で評価します。

基準４　内部質保証（基本的な観点 4項目）

この基準では、自己点検・評価および企業と連携した学校関係者評価が定期的に実施され、それらの結果が適切に質の改善・向上につながっているかを評価します。また、教職員等に対する研修（ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント）等、教職員の資質の向上を図るための取組が適切に行われているかも評価します。

基準５　学修成果（基本的な観点 4項目）

この基準では、認定課程が目的・目標に設定されている学修成果等の達成状況を評価します。特に、職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等や、学校が意図している学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に関する学修成果があがっているかを評価します。

Ⅳ　評価の方法・手順

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別途策定される『自己評価実施要項』に基づき、対象学校が作成する自己評価書の分析等により実施します。訪問調査は、別途策定される『評価実施手引書』に基づき、評価担当者が対象学校を訪問し、書面調査では確認することができない内容等を中心に調査を実施します。評価の手順は次のとおりです。

(1) 対象学校の自己評価等を踏まえて、当該学校の教育活動の状況を分析し、各基準ごとに基準を満たしているかどうかの判断を行います。基準２および基準３については、関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているかどうかの判断も行います。
(2) 基準ごとの分析・判断の結果に基づき、職業実践専門課程の理念および当該学校の目的・目標等に照らして、優れた点や改善を要する点等について明らかにします。
(3) 評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。意見の申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、評価結果を確定します。
(4) 機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該学校へ通知し、本コンソーシアムに報告するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

Ⅴ　評価体制

機構は、評価委員会を組織し、評価を実施します。評価委員会は、美容分野の専修学校に関して高く広い知見を有する学校関係者および業界関係者ならびに社会、経済、文化その他の分野に関する見識経験を有する者により、原則として、5名で構成します。なお、受審校の数により、評価委員会のもとに複数の部会を置くこともあります。

作業の進捗状況

1）機構において、『専修学校職業実践専門課程（美容分野）第三者評価試行評価基準要綱（素案）』を作成し、コンソーシアムに提案・審議した。（10月2日）
2）審議結果を踏まえた『専修学校職業実践専門課程（美容分野）第三者評価試行評価基準要綱（案）』をコンソーシアムが、学校、美容サロンなど関係企業、有識者、東京都専修学校各種学校協会、高等学校関係者等にアンケートを実施した。
3）アンケート結果を踏まえて、コンソーシアムにおいて、『専修学校職業実践専門課程（美容分野）第三者評価試行評価基準要綱』を作成した。（12月12日）
4）機構は、『自己評価実施要項』（対象学校における自己評価を実施する際のマニュアル）および『評価実施手引書』（機構の評価者マニュアル）を作成し、コンソーシアムにおいて審議・確定した。（12月12日）
5）『基準要綱』『自己評価実施要項』および『評価実施手引書』は、機構のウェブページ（http//qaphe.jp）に掲載・公表する予定である。
6）平成27年から対象学校に対する説明会を開催し、平成27年度に試行的評価を実施する予定である。

資料５－４

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証･向上の推進」事業
Ⅲ（ⅱ）「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

「柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築」の概要

平成 26 年 12 月 17 日
於：文部科学省「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議

特定非営利活動法人　私立専門学校等評価研究機構
理事　関口　正雄

（添付資料）

資料１　柔道整復師養成分野の第三者評価基準イメージ
資料２　柔道整復師養成分野第三者評価基準一覧
資料３　柔道整復師養成分野第三者評価基準書（素案　Ver.1.1）
資料４　医学教育分野別評価基準日本版
　　世界医学教育連盟（ＷＦＭＥ）グローバルスタンダード 2012 年版準拠（抜粋）

１．事業への応募までの状況

① 平成２１年度文部科学省　専修学校教育重点支援プラン事業

『産業界の支援を受けた専門学校評価者育成と評価制度モデルの研究』（(公社）東京都専修学校各種学校協会）

→職業分野別評価のモデルを示す。

② 平成２２年度文部科学省　産学連携による実践型人材育成事業－専門人材の基盤的教育推進プログラム－

『鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践』

→厚生労働省指定基準をミニマムスタンダードとし、さらに高度な専門技術基準を作成。

③ 平成２４年（公財）柔道整復研修試験財団　福島統代表理事（＊１）の提唱により同財団など柔道整復関連４団体（＊２）と私立専門学校等評価研究機構（以下「評価機構」という。）が、柔道整復師養成分野の専門学校の分野別第三者評価団体を設立し、第三者評価のシステムと評価基準を開発して第三者評価を行うことで合意した。

④ 平成２６年表題の文部科学省「先進的取組」事業の趣旨に鑑み、評価機構が幹事団体として応募、７月に採択された

２．第三者評価システムと評価基準の特徴

（１）想定されるシステム

① 被評価者は、柔道整復師養成施設で文部科学省職業実践専門課程の認定を受けた学科と学校、および認定申請を予定している学科と学校。

② 評価団体は、上記の柔道整復関連４団体と評価機構が設立予定の柔道整復学校第三者評価団体を想定。

③ 柔道整復師養成分野の専門分野別評価を核に、評価機構の機関別評価（文部科学省『学校評価ガイドライン』準拠）も同時かつ一体的に実施する。

④ 上記 1、①②の先行研究を生かしたシステム、基準とする。

⑤ その他は、本事業システム部会で検討中。

（２）評価基準

①専門分野別評価基準項目と機関別評価項目に一旦分けて整理（資料１）、

②専門分野別評価としては、学習成果に関する基準項目を重視した。

→認定実技審査における技能基準、国家試験における専門知識、先行研究（1. ②）で示された高度な知識（技術）基準。就職実績、国試合格率、ドロップアウト率等。（資料２）

③ 医学教育分野別評価基準における、基礎的水準（Must）と質的向上水準（Should）の 2 段階構成を取り入れた。また質的向上水準は、各学校が目標化することとした。（資料４、２）

④ 想定される第三者評価機関における第三者評価に対応し、専門分野別評価基準と機関別評価基準を一体的に整理し一覧化した。（資料２）

⑤ 養成機関である専門学校段階と業界におけるキャリア形成を連続的にとらえ、業界団体が実施している研修等も学校教育段階で可能な範囲で目標化することとした。（資料２）

⑥ 内部質保証を大項目に加え、ＰＤＣＡサイクルの成果を問うこととした。（資料２）

⑦ 機関別評価項目については、専門学校および職業実践専門課程の現状に鑑み、項目を簡略化したうえで、それぞれを評価することとした。

→専門学校の自己点検・自己評価は十分な実施状況になっていない。（平成 23 年度文部科学省調査では、実施率６３％）

→職業実践専門課程において、内部質保証は緒に就いたばかりであり、有効性は不明。学校関係者評価委員会の運用においても、学校関係者評価委員側の主体性について改善が必要。

→教育活動の基盤である諸システムや事業計画・財務等についての第三者評価なしに、ＰＤＣＡサイクルの状況のみを評価する、ということでは、とりわけ専門学校全体に厳しい視点をもつ高校関係者、保護者また広く社会の信頼を得るのは困難。

以上

＊１　福島　統　氏

東京慈恵会医科大学教育センター長、日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員

＊２　柔道整復関連４団体

（公財）柔道整復研修試験財団

（公社）全国柔道整復学校協会

（公社）日本柔道整復師会

（一社）日本柔道整復接骨医学会

柔道整復師養成分野の第三者評価基準イメージ

資料 1

Ⅰ 専門特化した基準

専門技術（A）※自己目標設定・成果を評価する項目
H22年度文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」における「要件1専門技術」に掲げる技術等の習得指導

- **生涯学習の意欲を醸成する教育**
  先輩柔道整復師から聞く機会の付与、生涯学習プログラムへの在学中の参加などを通して意欲醸成指導
- **特徴ある教育活動・学校運営等**
  理念・目的・育成人材像の実現のための特色ある取組み

専門技術（B）/ 知識　※学習成果を評価する項目

- 認定実技審査における審査項目に対応した実技指導
  柔道整復研修試験財団
- 柔道整復師国家試験合格に対応した指導

Should
質的向上のための基準

Must
基本的基準

柔道整復師関係団体の連携による
生涯学習によるキャリア形成を通した柔道整復師の質向上

- 「卒後臨床研修における医療人講座」
  柔道整復研修試験財団
- 「認定柔道整復師制度におけるキャリア形成の観点」
  日本柔道整復接骨医学会
- 「生涯学習単位取得制度」
  日本柔道整復師会

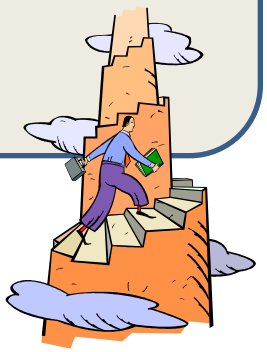

項目・基準の抽出・分類の詳細は別紙参照

Ⅱ 共通する基準

※ガイドライン準拠を基本

Must
基本的基準

● Ⅱ 共通する基準-1　**※主に基準・要件適合性を評価する項目**

Ⅱ 学校運営
事業計画・運営組織・人事・制度・意思決定等
Ⅴ 学生支援
中途退学・相談・保護者との連携等

Ⅵ 教育環境
実習、演習・防災、安全管理等
Ⅶ 学生募集
募集活動・選考・学納金金等
Ⅷ 財務
Ⅸ 法令遵守

● Ⅱ 共通する基準-2　※専門性も含む基準
内容により自己目標の設定、成果、基準・要件適合を評価する項目

Ⅰ 理念・目的・人材像
Ⅲ 教育活動(目標設定・教育方法・成績評価 教員及び教員組織等)
☆（3-9-16キャリア教育）
※Ⅳ学修成果(就職・資格・卒業生の評価)
Ⅴ 学生支援（5-21卒業生）
Ⅵ 教育環境（6-22施設・設備）
Ⅹ 社会貢献・地域貢献

資料 2

柔道整復師養成分野における第三者評価基準一覧（専門学校等評価基準Ver.4.0 [ガイドライン準拠版]との項目比較）

私立専門学校等評価研究機構・専門学校等評価基準Ver.4.0の評価項目 （ガイドライン準拠）			柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点					項目設定の考え方
大項目	中項目	小　項　目	大項目	中項目	小 項 目 （評価の視点）	目標	基準	専門	質	成果	（専門学校等評価基準と異なる項目設定の理由）
教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか	教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか		○				
		育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか			育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか			○			
		理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか									特色ある教育活動は他の項目で確認できる。
		社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか			社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか			○			
学校運営	運営方針	理念等に沿った運営方針を定めているか	学校運営	運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか		○				運営方針と事業計画を定めることは一連の手続きであり、文書が一体化している学校もある。
	事業計画	理念等を達成するための事業計画を定めているか									
	運営組織	設置法人は組織運営を適切に行っているか		運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか		○				法人と学校の組織運営は有機的な関係にあり、学校の運営状況を見る中で、法人もチェックできる。
		学校運営のための組織を整備しているか									
	人事・給与制度	人事・給与に関する制度を整備しているか			人事・給与に関する制度を整備しているか		○				
	意思決定システム	意思決定システムを整備しているか									意思決定・情報システムは学校運営と不可分の関係にあり、運営組織を確認する中でチェックできる。
	情報システム	情報システム化に取組み、業務の効率化を図っているか									
				特色ある取組	学校運営について、特色ある取組を行っているか	○			○		柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。
教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか	教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか		○				
		学科毎に修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか			修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されてい			○			柔道整復師養成校に特化した評価項目とする。
					業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか （別記例示参照）	○				○	柔道整復師養成のためにより高い目標設定を求める項目として設ける。
	教育方法・評価等	教育目的、目標に沿った教育課程を編成しているか		教育方法・評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか			○			柔道整復師養成校に特化した評価項目とする。
		教育課程について外部の意見を反映しているか			教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか			○			職業実践専門課程の認定要件を評価項目とする。
		キャリア教育を実施しているか			キャリア教育を実施しているか			○			
					柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか （別記例示参照）	○			○		柔道整復師養成のためにより高い目標設定を求める項目として設ける。
		授業評価を実施しているか			授業評価を実施しているか		○				
					教育方法について、特色ある取組を行っているか	○				○	柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。
	成績評価・単位認定等	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか		成績評価・単位認定等	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか			○			
		作品及び技術等の発表における成果を把握しているか			技術等の発表における成果を把握しているか			○			柔道整復師養成校に特化した評価項目とする。
	資格・免許の取得の指導体制	目標とする資格・免許は教育課程上で明確に位置付けているか		資格・免許の取得の指導体制	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか			○			柔道整復師養成校に特化した評価項目とする。
		資格・免許取得の指導体制はあるか									
					柔道整復師及びその他の資格取得について、特色ある取組を行っているか	○				○	柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。
	教員・教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか		教員・教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか		○				
		教員の資質向上への取組を行っているか			企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか			○	○		職業実践専門課程の認定要件を評価項目とする。
		教員の組織体制を整備しているか									教員組織体制の基本的事項は前々項で整備状況を確認し、特色ある取組で詳細にチェックできる。
					教員組織について、特色ある取組を行っているか	○			○		
学修成果	就職率	就職率の向上が図られているか	学修成果	就職率	就職率の向上が図られているか		○			○	
					就職の実績は高い水準にあるか			○		○	就職実績の数値を確認し成果を問う項目とする。
	資格・免許の取得率	資格・免許取得率の向上が図られているか		資格・免許の取得率	資格・免許取得率の向上が図られているか		○			○	
					認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか			○		○	柔道整復師の資格取得実績の数値を確認し、成果を問う項目とする。
					柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか			○		○	
	卒業生社会的評価	卒業生の社会的評価を把握しているか		卒業生社会的評価	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか			○		○	卒業生の活躍成果を問う項目とする。
				特色ある取組	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか	○				○	柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。
学生支援	就職等進路	就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか	学生支援	就職等進路	就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか		○				
	中途退学への対応	退学率の低減が図られているか		中途退学への対応	保護者と適切に連携し、退学率の低減が図られているか		○			○	退学率の低減には保護者との連携を必要とする。
					退学率は低い水準にあるか			○		○	退学実績の数値を確認し成果を問う項目とする。
	学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか		学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか		○				学生全般の相談体制を確認する中で、留学生のある場合はその対応状況もチェックする。
		留学生に対する相談体制を整備しているか									
	学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか		学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか		○				
		学生の健康管理を行う体制を整備しているか			学生の健康管理を行う体制を整備しているか		○				
		学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか			学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか		○				
		課外活動に対する支援体制を整備しているか			課外活動に対する支援体制を整備しているか		○				
	保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか									保護者との連携は、他の項目で確認できる。
	卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか		卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか			○			
		産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか			産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか			○			
		社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか			社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか			○			
				特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか	○				○	柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。

私立専門学校等評価研究機構・専門学校等評価基準Ver.4.0の評価項目（ガイドライン準拠）			柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点					項目設定の考え方
大項目	中項目	小　項　目	大項目	中項目	小　項　目（評価の視点）	目標	基準	専門	質	成果	（専門学校等評価基準と異なる項目設定の理由）
教育環境	施設・設備等	教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか	教育環境	施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか		○	○			柔道整復師養成校に特化した評価項目とする。
	学外実習等	学外実習、ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ、海外研修等の実施体制を整備しているか		学外実習等	企業と連携して、学外実習、ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ等の実施体制を整備しているか			○			職業実践専門課程の認定要件を評価項目とする。
	防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか		防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか		○				
		学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか			学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか		○				
				特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか	○			○		柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。
学生の募集と受入れ	学生募集活動	高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか	学生の募集と受入れ	学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか		○				高校等への情報提供も募集活動の一環であり、この項目と特色ある取組の項目でチェックできる。
		学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか									
	入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか		入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか		○				
		入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか			入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか		○				
	学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか		学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか		○				
		入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか			入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか		○				
				特色ある取組	学生の募集と受入れについて、特色ある取組を行っているか	○				○	柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。
財　務	財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか	財　務	財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか		○				
		学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか			学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか		○				
	予算・収支計画	教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか		予算・収支計画							中期計画は「大項目２　学校運営」で確認できる。
		予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか			予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか		○				
	監査	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施しているか		監査・財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか		○				法令に基づき監査を実施し、財務情報を公開することは一連の手続きである。
	財務情報の公開	私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか									
				特色ある取組	財務運営について、特色ある取組を行っているか	○			○		柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。
法令等の遵守	関係法令、設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	内部質保証	関係法令、設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか		○		○		
					職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか			○	○		職業実践専門課程の認定要件を評価項目とする。
	個人情報保護	学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか					○				個人情報保護は学校が遵守すべき法令に含まれる。
	学校評価	自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか		学校評価	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○		○		自己評価の実施、結果の公表は法令上で義務付けられている一連の手続きである。
		自己評価結果を公表しているか									
		学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行っているか			学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○		○		学校関係者評価の実施、結果の公表は法令上で努力義務とされている一連の手続きである。
		学校関係者評価結果を公表しているか			学校評価に基づく改善に繋げるシステムを確立しているか						PDCAサイクルシステムが確立しているか確認する。
					学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか				○	○	PDCAサイクルの具体的な成果があるか確認する。
	教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか		教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか		○		○		
社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献を行っているか	社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献等を行っているか			○			国際交流は広い意味での社会貢献として捉えることができる。
		国際交流に取り組んでいるか									
	ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか		ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか			○			
				特色ある取組	社会貢献・地域貢献について、特色ある取組を行っているか	○				○	柔道整復師養成校としての質向上の項目とする。
				教育目標として設定した専門技術（例示）	1　柔道整復術：骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得	○				○	
					2　被覆包帯及び固定包帯術：巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得	○				○	
					3　ﾃｰﾋﾟﾝｸﾞ技術：患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得	○				○	
					4　後療法：手技療法　軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法　全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法　電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得	○				○	
					5　鑑別技術（ボディナビゲーション体表解剖を含む）：外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。	○				○	
					6　医療面接：信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など	○				○	
					7　リスク管理：フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理	○				○	
				生涯学習の意欲醸成に関する評価項目（例示）	1　生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか	○			○		
					2　卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか	○			○		
					3　生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか	○			○		

【評価項目の色別区分説明】

Must	評価に関する共通基準（機構の基準で設定している項目）
Must	専門分野に関する共通基準（機構の基準で設定している項目）
Must	〃　（新規または記述変更をする項目）
Must	専門特化した基準（基本的基準となる項目）
Should	〃　（質的向上のための基準となる項目）

【評価の観点の説明】

目標	自己目標として、学生の学修成果を中心とした目的・目標を設定しているか
基準	専修学校設置基準、柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準及び専門学校に必要とされる基本的な事項を満たしているか
専門	職業実践専門課程の認定要件及び専門分野に必要とされる基本的な事項を満たしているか
質	内部質保証への取組や手続きが整備され機能しているか
成果	認定課程が目的・目標として設定している学修成果等が達成できているか

資料 3

柔 道 整 復 師 養 成 分 野
第 三 者 評 価 基 準 書
（素案 Ver.1.1）

平成 26 年 12 月

はじめに

昭和 51 年に発足した専修学校制度は、平成 25 年 8 月 30 日付で「職業実践専門課程」の認定に関する規程が告示・施行され、職業実践教育機関としての特徴をより明確にした教育機関として新たな段階を迎えています。

職業実践専門課程は、高等教育機関における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」の平成 25 年 7 月 12 日付報告を受けて制度化されました。

認定にあたっては、企業等との密接な連携のもとに、教育課程の編成、実習・演習の実施、教員研修、学校関係者評価の実施などが要件となっています。

この評価基準書は柔道整復師関係団体と特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構が中心となり、柔道整復師養成、学校評価等に知見を有する多くの先生方の協力を得て、平成 26 年度の文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」委託事業として策定したものです。

当該評価基準に従って、来年度、モデル校における第三者評価を実施し検証するとともに、全国の柔道整復師養成施設のご意見もいただきながら実用化に向け努めてまいります。

専門学校の皆様、関連する業界団体から、あたたかいご支援をいただき、この評価基準が策定できたことにつきまして、改めて心から厚く御礼を申し上げます。

平成 26 年 12 月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関　特定非営利活動法人　私立専門学校等評価研究機構

目　　次

柔道整復師養成分野第三者評価基準について

1　基準策定の目的・・ 1

2　評価の目的と意義・・ 1

3　評価基準の基本方針・・ 1

4　評価結果の表現・・ 2

柔道整復師養成分野第三者評価基準

基準１　教育理念・目的・育成人材像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

基準２　学校運営・・ 4

基準３　教育活動・・ 4

基準４　学修成果・・ 7

基準５　学生支援・・ 7

基準６　教育環境・・ 9

基準７　学生の募集と受入れ・・ 9

基準８　財務・・10

基準９　内部質保証・・・11

基準 10　社会貢献・地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

柔道整復師養成分野第三者評価基準について

1　基準策定の目的

柔道整復師養成分野第三者評価基準（以下「評価基準」という。）は、柔道整復師養成課程を設置し、職業実践専門課程の認定を受けた専修学校（以下「学校」という。）が、教育活動等の質保証・向上に資するために実施する第三者評価の評価基準として策定しました。

この評価基準が対象とするのは、厚生労働省が柔道整復師養成指定施設として指定した課程を設置する学校の評価です。

2　評価の目的と意義

評価基準は、専修学校設置基準及び職業実践専門課程の認定要件等が求めている必須基準にとどまらず、実践的な職業教育を実施する専修学校教育の多様性、独自性を尊重し、学校の教育内容等の充実・発展のための評価基準として策定したものです。

各学校において、この評価基準を適用して自己評価を実施し、結果を取りまとめた自己評価報告書をもとに定期的に第三者評価を実施し、その評価結果をもとに教育活動等の改善・向上を図っていくことが求められています。

評価機関はこの評価基準に適合しているか否かを評価します。

3　評価基準の基本方針

（1）評価基準大項目の設定

評価基準は、以下の 10 の大項目で構成されています。

基準１　教育理念・目的・育成人材像
基準２　学校運営
基準３　教育活動
基準４　学修成果
基準５　学生支援
基準６　教育環境
基準７　学生の募集と受入れ
基準８　財務
基準９　内部質保証
基準 10　社会貢献・地域貢献

（2）評価基準大項目の構成

評価基準大項目は、「評価の観点」と「評価の視点」で構成されています。「評価の観点」は、専修学校制度及び職業実践専門課程の認定要件並びに養成指定施設の関係法令等の趣旨を考慮し、各学校の自己目標を達成するために各大項目において基本的な事項についての観点を定めたものです。

「評価の視点」は、2 つの機能があります。第 1 に評価を受ける各学校にとっての自己評価を実施し、評価結果をもとに教育活動等の改善が円滑に進めるための指標となるものとして、第 2 に第三者評価機関が評価を行うための視点としての役割を果たすものです。

（3）評価の視点の構成

「評価の視点」は、次の 2 段階に分かれています。

① 学校に必要とされる基本的な事項

各学校が教育目的・目標実現のために、教育課程の編成過程、専任教員数、施設・設備の状況など学生の学習環境や教員の資質向上等について、どのように整備し、どのような教育を提供しているかについて評価を行います。

② 学校が行う教育の質を維持向上させていくために評価することがことが求められる事項

学校が教育目的の実現を図り、自己目標の達成のために行っている努力と成果について、評価結果として明確にする必要があります。また、目的・目標の実現のため学校が行っている特色ある教育活動等の取組について積極的な評価を行うことが求められています。

評価では、学校に必要とされる基本的な事項に加えて、学校が目的の実現に向けた努力と成果を検証する視点で評価を行います。特色ある教育活動等がどれだけ有効な活動となっているか、どれくらい成果を上げているかの視点で評価を行います。

4 評価結果の表現

学校の評価結果は、基準に照らした可否、特長としての評価、問題点等で構成します。このうち「問題点」は、学校が評価結果を活用し改善のサイクルを確実なものとするために指摘をするもので、義務を課すものではありませんが、評価の目的から、次回の評価において対応状況についての記述を必ず求めることとします。

なお、法令等に根拠がある項目において、基準を大きく下回る問題が発見され、教育の質に重大な欠陥が認められた場合は、評価を否とし、2 年後に改善報告書において改善状況の報告を義務とします。

柔道整復師養成分野第三者評価基準

基準１　教育理念・目的・育成人材像

この基準で評価を行う学校は、厚生労働省から柔道整復師養成施設としての指定を受けた専門学校で、実践的な職業教育を実施する教育機関として、文部科学大臣から「職業実践専門課程」の認定を受けている学校です。

柔道整復師の養成校数及び就業者数も大都市を中心に増加をしています。一方、柔道整復師の活動領域は、従来の骨折・打撲・脱臼等の治療に加えて、介護・福祉分野、スポーツ分野などにも広がり、健康増進・予防医学分野においても重要な使命を担っています。

柔道整復師養成校は、柔道整復師に必要な専門知識・技能を教授し、国家試験の合格水準まで到達させること基本的な目的としています。

学校は、このような使命・目的を踏まえ、学校独自の教育理念・目的・育成人材像を明確に定め、学内外に広く公表するとともに、常に社会環境の変化や関連する業界等の人材ニーズに的確に応えた教育活動等を行うことが求められています。また、学校は社会のニーズを継続的に把握し、的確な見通しを持って将来構想を掲げていく必要があります。

この基準では、学校が掲げる教育理念・目的・育成人材像について教育にどのように生かされているか確認し評価します。

評価項目	評　価　の　視　点	評価の分類	
		基本	質向上
理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか	○	
	育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか	○	
	社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか	○	

※　評価の分類について

基本・・・・・・「基本的基準（MUST）」の略。柔道整復師を養成する学校として必要とされる基本的な事項を問う評価項目を示します。

質向上・・・・「質的向上のための基準（SHOULD)」の略。学校が教育目的の実現のために基本的基準を超えて質的向上を図ろうとして実践している事項を問う評価項目を示します。

基準２　学校運営

学校が教育目的を達成するためには、学校運営に関する明確な方針のもとに具体的な事業計画を立て、教員組織と事務組織が円滑に執行を進める体制が求められます。そのためには、法人及び学内における意思決定のルール、組織の役割分担と決定権限、組織運営等に関する諸規程を整備するとともに、業務運営の適正化と効率化を図る継続的な努力が必要です。

この基準では、これらの項目を点検する中で学校運営が適切に行われているか確認し評価します。

評価項目	評　価　の　視　点	評価の分類	
		基本	質向上
運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか	○	
運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか	○	
	人事・給与に関する制度を整備しているか	○	
特色ある取組	学校運営について、特色ある取組を行っているか		○

基準３　教育活動

柔道整復師を養成する学校として、教育課程は修業年限３年間で認定実技審査と柔道整復師国家試験に合格できる内容のものとして編成される必要があります。また、卒業後に柔道整復師として企業勤務や開業するためには、職業の現場で施術活動を実践できる知識・技術や技能がさらに必要とされます。学校における教育活動は限られた時間の中で、これらをできるだけ習得させるように努めることが肝要です。

このためには、教育課程の編成に当たり、柔道整復師の業界における最新の人材ニーズをたえず把握し、教育課程編成委員会において外部の意見を反映させるとともに、授業評価などを通じて効果を確かめ、より良い教育課程を求めるために研究を行う必要があります。また、成績評価や単位認定の基準等を明確に示すことも大切です。

さらに、教育課程を確実に実行するための教員組織として資格要件を備えた教員を配置することはもとより、柔道整復師の現場に通じた教員の確保や研修体制なども重要です。

この基準では、これらの事項について具体的な教育運営の方法等を点検し、教育活動が適正かつ効果的に行われているか確認し評価します。

評価項目	評 価 の 視 点	評価の分類	
		基本	質向上
目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか	○	
	修業年限３年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	○	
	業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか		○
教育方法・評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	○	
	教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか	○	
	キャリア教育を実施しているか	○	
	柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか		○
	授業評価を実施しているか	○	
	教育方法について、特色ある取組を行っているか		○
成績評価・単位認定等	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか	○	
	技術等の発表における成果を把握しているか	○	
資格免許の取得の指導体制	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	○	
	柔道整復師及びその他の資格取得について、特色ある取組を行っているか		○

教員・ 教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか	○	
	企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか	○	
	教員組織について、特色ある取組を行っているか		○

【注記１】

評価項目「目標の設定」中の評価の視点「業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか」については、教育目標として次のような専門技術の教育プログラムを掲げているかを問うものです。

１　柔道整復術：骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得

２　被覆包帯及び固定包帯術：巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得

３　ﾃｰﾋﾟﾝｸﾞ技術：患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得

４　後療法：手技療法　軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法　全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法　電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得

５　鑑別技術（ボディナビゲーション体表解剖を含む）：外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。

６　医療面接：信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など

７　リスク管理：フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理

【注記２】

評価項目「教育方法・評価等」中の評価の視点「柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか」については、生涯学習への意欲を醸成するような教育として、次のような視点からの教育プログラムを設けて実践しているかを問うものです。

１　生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか

２　卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか

３　生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか

基準４　学修成果

修業年限３年間における学修の成果は、柔道整復師国家資格の取得や就職として結実することになります。また、卒業後における社会での活躍においても、在学中の学修の成果が反映します。

学校における教育活動が適正かつ効果的なものであったかということを端的に示すものが学修成果であるといえます。

この基準では、具体的に就職率、資格・免許の取得率、卒業生の社会的評価などの実績をみることによって、柔道整復師養成校としての役割をどれだけ果たしているか確認し評価します。

評価項目	評　価　の　視　点	評価の分類	
		基本	質向上
就職率	就職率の向上が図られているか	○	
	就職の実績は高い水準にあるか	○	
資格・免許の取得率	資格・免許取得率の向上が図られているか	○	
	認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか	○	
	柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか	○	
卒業生の社会的評価	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか	○	
特色ある取組	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか		○

基準５　学生支援

専門学校に入学する学生は未成年者が多く、社会経験も浅い者が少なくないことから、３年間の修業年限を学修に専念させるためには、学校において適当なサポートを行うことが必要になります。特に、学生の様々な問題に対応する相談業務や就職等の進路指導は学内組織として体制を整備し、学生が意に反して中途で学業を放棄することがないように対策をとらなければなりません。さらに健康管理や遠

方から来た学生のための寮の整備など生活面での支援を図り、快適な学生生活の中で学業に励めるように環境を整えることも大切です。

また、柔道整復師としての技術や知識の習得は卒業後においても求められていますので、卒業生や社会人に対する卒後教育の支援体制も整える必要があります。

この基準では、以上のような様々な面での学生支援の状況を確認し評価します。

評価項目	評 価 の 視 点	評価の分類	
		基本	質向上
就職等進路	就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか	○	
中途退学への対応	保護者と適切に連携し、退学率の低減が図られているか	○	
	退学率は低い水準にあるか	○	
学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか	○	
学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか	○	
	学生の健康管理を行う体制を整備しているか	○	
	学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか	○	
	課外活動に対する支援体制を整備しているか	○	
卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか	○	
	産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか	○	
	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか	○	
特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか		○

基準６　教育環境

学校の施設・設備は、専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備し、教育運営に支障の生じないように環境を維持する必要があります。また、柔道整復師の技術を学ぶに当たっては学外実習等が不可欠であり、関係企業との連携を密にし、教育課程を円滑に遂行できるように実施体制を整えることが重要です。

さらに、日頃から災害への備えを怠らず、防災体制を整備するとともに、学内における安全管理への配慮をし、学生の安全を守るような取り組みが求められています。

この基準では、学校における教育環境がどのように整備されているか確認し評価します。

評価項目	評　価　の　視　点	評価の分類	
		基本	質向上
施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか	○	
学外実習等	企業と連携して、学外実習、インターンシップ等の実施体制を整備しているか	○	
防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか	○	
	学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか	○	
特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか		○

基準７　学生の募集と受入れ

学生の募集に当たっては、教育の特色や実績などの学校情報を正確に公表し、入学選考基準の明確化、学納金の適正化などを図り、定員を確保するよう努める必要があります。

この基準では、学生募集の活動状況や入学選考の状況などを確認し評価します。

評価項目	評　価　の　視　点	評価の分類	
		基本	質向上
学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか	○	

入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか	○	
	入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか	○	
学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか	○	
	入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか	○	
特色ある取組	学生の募集と受入れについて、特色ある取組を行っているか		○

基準８　財　務

学校の教育活動を円滑に進めるためには財務基盤が安定していることが不可欠であり、財務分析等を通じて財務の状況を把握するとともに、毎年度の予算及び執行計画に基づく適正な執行、法令に基づく厳正な監査の実施等の財務運営が求められます。また、財務運営の透明化を図るため、財務情報の公開を定期的に行う必要があります。

この基準では、一連の財務運営の実施状況を確認し評価します。

評価項目	評　価　の　視　点	評価の分類	
		基本	質向上
財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか	○	
	学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか	○	
予算・収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか	○	
監査・財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか	○	
特色ある取組	財務運営について、特色ある取組を行っているか		○

基準９　内部質保証

学校は法令や専修学校設置基準等の定めを遵守するだけでなく、職業実践専門課程の認定要件を満たして適正な教育運営を行うことが義務付けられています。さらに、学校で行われている教育の質について自己評価や学校関係者評価を実施し、不十分な点を改善し、教育情報を積極的に公開して透明性の高い運営に努め、よりよい教育を提供するための継続的な活動が求められています。

この基準では、こうした学校自らが教育の質を保証する仕組みが有効に機能しているかを確認し評価します。

評価項目	評　価　の　視　点	評価の分類	
		基本	質向上
関係法令、設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	○	
	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか	○	
学校評価	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	○	
	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	○	
	学校評価に基づく改善に繋げるシステムを確立しているか	○	
	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか		○
教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか	○	

基準 10　社会貢献・地域貢献

学校は公共的な機関として、施設・設備や教員等を活用して広く社会的な活動や地域への貢献を積極的に行うよう期待されています。学校が自主的に行うこのような活動は、教育的にも意義があり、学生のボランティア活動への参加などを促す効果もあります。

この基準では、学校の社会貢献・地域貢献の実績や学生のボランティア活動の状況を確認し評価します。

評価項目	評 価 の 視 点	評価の分類	
		基本	質向上
社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献等を行っているか	○	
ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか	○	
特色ある取組	社会貢献・地域貢献について、特色ある取組を行っているか		○

医学教育分野別評価基準日本版

世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード 2012 年版準拠

Ver.1.20

平成 26 年4月 18 日

《抜　粋》

日本医学教育学会
医学教育分野別評価基準策定委員会　名簿

北村　聖　　東京大学大学院医学系研究科医学教育国際研究センター・教授

田邊政裕　　千葉大学大学院医学研究院医学部医学教育研究室・特任教授

奈良信雄　　東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター長・教授

福島統　　東京慈恵会医科大学教育センター長・教授

吉岡俊正　　東京女子医科大学・理事長

五十音順

謝辞
　東京医科大学　医学教育学講座　泉　美貴，R. ブルーヘルマンス両氏による「世界医学教育連盟 2012 年改訂版のグローバルスタンダード日本語訳」をご厚意により参考にさせていただき、一部引用させていただいた。ここに、深く感謝申し上げる。

序文

世界医学教育連盟の提案する「医学教育の国際基準 2003 年版」に準拠した日本版医学教育の基準を 2012 年に日本医学教育学会にて承認を受け公表した。その、すぐのちに、世界医学教育連盟は「医学教育の国際基準 2012 年版」を公表した。医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会はこの 2012 年版に準拠した日本版を作成することにし、ここに公表する。

米国 ECFMG が 2023 年以降、医学教育の国際的認証を受けている医科大学・医学部の卒業生以外には受験資格を認めないと宣言したことが引き金になり、日本の医学教育が国際認証を受けるべきとの気運が高まった。その背景にはメディカルツーリズム（患者の国際間移動）やフィジシャンマイグレーション（医師の国際間移動）といった国際社会の動向や、国内的にも医療の実践を教育成果においた医学教育であるべきとの考えが広がったことがある。さまざまな動機や理由があるにせよ、日本の医学教育を国際的基準に合致したものにしようとする流れは大切にされるべきであり、日本医学教育学会はもとより、関連行政機関、諸団体が一丸となって取り組む課題と考えられる。

ここに提案する基準は国際認証を受審する際には、自己評価の道しるべになるものであり、自己点検評価にはすべての項目・水準に関して、A.基本的水準/質的向上のための水準に関する情報、B.基本的水準/質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価、C. 現状への対応、D. 改善に向けた計画の 4 項目の記載と資料の提示が求められる。A-D の各項目に記載する内容としては、A には「現状説明とそれを裏付ける根拠資料」、B には「根拠資料に基づいた水準に関する現状分析」、「現状での優れた点・特徴と改善すべき点」、C には「優れた点・特徴を伸ばすための現在行われている活動」、「改善すべき点に対する現在行われている活動」、D には「優れた点・特徴、改善すべき点を踏まえた中長期の行動計画」となる。外部評価の際にも、この基準に基づいた自己点検評価と実地検分を基に、この基準に則った形の外部評価と提言がなされるはずである。

医学教育の国際基準は、必要最低限のものを示しているにすぎず、医科大学・医学部の独創的な取り組みを排除するものでは全くない。個性や特徴として、日本や地域の文化や伝統に根を下ろし、また独自の使命を果たすために多くの取り組みがなされていることを踏まえ、更なる発展を奨励するものである。もとより、この基準そのものが、日本の医学教育の更なる発展のために改訂、改良されていくことが必要と考えている。

医学教育の評価システムの導入がきっかけとなって、我が国の医学教育が国際的に評価され、世界の規範となることを願う。

2014 年 4 月 18 日 （V1.00 は 2013 年 7 月 30 日）

日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会
委員一同

世界医学教育連盟（WFME）グローバルスタンダード 2003 年版準拠
医学教育分野別評価基準日本版　前文

大学は教育の質保証を継続して自律的に行う教育機関であり、認証制度は国内あるいは国際社会で各大学の質保証の過程と結果を認知する過程である。医師という世界に共通の専門職を育成する医科大学・医学部の教育が、国際的に認知されることは今後の国際動向である。医学教育分野別評価基準日本版はこのような視点で策定されなくてはならない。

医学教育分野別評価基準日本版（世界医学教育連盟グローバルスタンダード準拠）は、日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会が作成した。本基準については以下の配慮がされている。

1.　本基準は将来医科大学の国際認証制度が実施されることを前提に、国際認証で用いられる世界医学教育連盟グローバルスタンダードに「準拠」している。グローバルスタンダードに含まれる水準（基本的ならびに質的向上のための水準）および注釈を、意訳し日本版基準とした。

2.　グローバルスタンダードを日本に適応する際に、考慮すべき事項について[日本版注釈]として付記してある。この方式は、グローバルスタンダードヨーロッパ版と同じである。

3.　グローバルスタンダード原文は、具体的数値基準あるいは外形基準が明確でない。これは、教育制度の異なる世界の医学教育に画一的な基準値を設定できないことと、教育質保証のための基準は各教育機関が、理念と目標に従って作成することが原則であることによる。ただし、実際に国内で認証評価・外部評価が行われる際には、共通する領域には具体的指針が示されても良いと考えられる。この点については、基準ではなく、今後基準が認知された後に策定される評価手順の中で対応することを考えている。

日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会
委員一同

注）本基準は委員のひとりが医学教育振興財団医学研究補助金を得て行った翻訳を参考に作成したが、原訳は日本での活用のために著作権を設定していない。よって委員会では、原訳をひろく活用しながら基準を作成した。本基準について開示すべき利益相反はない。

目次

序文

世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード 2003 年版準拠
医学教育分野別評価基準日本版 前文

構成 ***** 6

1．使命と教育成果 ***** 8

2．教育プログラム ***** 13

3．学生評価 ***** 20

4．学生 ***** 22

5．教員 ***** 26

6．教育資源 ***** 28

7．プログラム評価 ***** 33

8．統轄および管理運営 ***** 37

9．継続的改良 ***** 41

構成

世界医学教育連盟は基本医学教育の国際基準を定めた。この基準に準拠して、日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会は日本の医科大学・医学部における学部教育の日本版基準を提案する。

この基準は、9 領域（AREA）とその下位に位置する 36 の下位領域（SUB-AREAS）で構成される。[1]
領域（AREA）とは、医学教育の構造、過程および教育成果（アウトカム）にまたがる全般的構成要素で以下の 9 項目である：

1. 使命と教育成果
2. 教育プログラム
3. 学生評価
4. 学生
5. 教員
6. 教育資源
7. プログラム評価
8. 統轄および管理運営
9. 継続的改良

下位領域(SUB-AREAS)とは、全般的構成要素の中で、教育評価指標に結びつく具体的な項目である。

水準(STANDARDS)は、各下位領域についての達成度を2段階に分けて設定されている。

- **基本的水準**：これは、全ての医科大学・医学部が達成していなくてはならない水準である。外部評価にあっては達成が示されなくてはならない。
  基本的水準は［しなければならない（must）］と表現される。

- **質的向上のための水準**：この基準は、国際的合意によって定めた医科大学・医学部運営および医学教育執行についての優れた水準を規定する。医科大学・医学部は、これらの基準の一部または全てについての達成度もしくは達成の見通しについて示すことができるべきである。これらの基準達成は、各医科大学・医学部の発展段階、資源、および

[1] 領域と下位領域の関連は必ずしも 1 対1ではなく、複雑に連関する。（WFME 見解）

教育方針により異なることがあり得る。最も進んだ医科大学・医学部であっても全ての基準を満たすとは限らない。

質的向上のための水準は[すべきである（should）]によって表現される。

- **注釈**は基準の記載を明確にしたり、強調したり、例示したりするために用いる。
- **日本版注釈**は日本における運用に関して留意点を特記したものである。

2. 教育プログラム

2.1 カリキュラムモデルと教育方法

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムモデルを定めなくてはならない。(B 2.1.1)
- 採用する教育法ならびに学習法を定めなくてはならない。(B 2.1.2)
- 学生の生涯学習への準備を整えるカリキュラムを持たなくてはならない。(B 2.1.3)
- 平等の原則に従い学生にカリキュラムが提供されるようにしなくてはならない。(B 2.1.4)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 学生が自分の学習に責任を持つことを促し、準備させ、そして支援するカリキュラムと教育/学習方法を採用すべきである。(Q 2.1.1)

注 釈:

- [カリキュラム]とは目標とする教育成果、教育内容/シラバス、経験および課程を指し、計画される教育と学習方法の構造、および評価法を含む。
  カリキュラムでは、学生が達成すべき知識・技能・態度が明示されるべきである。
- [カリキュラムモデル]には、学体系を基盤とするもの、臓器器官系を基盤とするもの、臨床課題や疾患特性を基盤とするもののほか、学習内容によって構築された教育単位またはらせん型(繰り返しながら発展する)が含まれる。
- [教育ならびに学習方法]は、講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習、相互学習(peer assisted learning)、体験実習、実験、臨床実習、臨床見学、臨床技能教育(シミュレーション教育)、地域実地経験、および web を通じた学習を含む。
- [カリキュラムと教育の方法]は最新の学習理論に基づくべきである。
- [平等の原則]は、教員および学生を性、人種、宗教、性的嗜好、社会的経済的地位に関わりなく、身体能力に配慮して等しく扱うことを意味する。

2.2 科学的方法

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
  - 分析および批判的思考を含む、科学的方法の原則(B 2.2.1)
  - 医学研究法(B 2.2.2)
  - EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

注 釈:

- [科学的方法]、[医学研究法]、[EBM(科学的根拠に基づく医学)]の教育のためには、研究力のある教員が必要である。この教育は、必修として医学生が適当な範囲で研究プロジェクトを実践または参画することが含まれる。
- [大学独自の、あるいは先端的な研究]は、研究者あるいは共同研究者として医学の科学的進歩に参画する能力を高めるための必修もしくは選択の調査的あるいは実験的研究を含む。

2.3 基礎医学

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに以下を明示し実践しなければならない。
  - 科学的知見を理解する力を涵養するための基礎医学の適応(B 2.3.1)
  - 臨床医学を修得し応用するために必要な基本的概念と方法(B 2.3.2)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
  - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.3.1)
  - 現在と将来に社会および医療で必要となること(Q 2.3.2)

注 釈:

- [基礎医学]は、地域での必要性、関心および伝統によって異なるが、解剖学、生化学、生物物理学、細胞生物学、遺伝学、免疫学、微生物学（細菌学、寄生虫学およびウイルス学を含む）、分子生物学、病理学、薬理学および生理学を含む。

2.4 行動科学と社会医学および医療倫理学

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに以下を明示し、実践しなければならない。
  - 行動科学（B 2.4.1）
  - 社会医学（B 2.4.2）
  - 医療倫理学（B 2.4.3）
  - 医療関連法規（B 2.4.4）

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 行動科学、社会医学および医療倫理学を、以下に従って調整、修正すべきである。
  - 科学的、技術的そして臨床的進歩（Q 2.4.1）
  - 現在と将来に社会および医療で必要となること（Q 2.4.2）
  - 人口動態および文化の変化（Q 2.4.3）

注 釈:

- [行動科学]、[社会医学]は、地域の必要性、関心および歴史的経緯により生物統計、地域医療、疫学、国際保健、衛生学、医療医学人類学、医療心理学、医療社会学、公衆衛生などおよび社会医学を含む。
- [医療倫理学]は、医師の行為ならびに判断に関わる価値観、権利および責務などで、医療実践に必要な規範や道徳観を扱う。
- [医療関連法規]は、医療制度、医療専門職および医療実践に関わる法規およびその他の規則を扱う。規則には、医薬品ならびに医療技術（機器や器具など）の開発と使用に関するものを含む。
- 行動科学、社会医学、医療倫理学および医療関連法規をカリキュラムに明示し実践することは、健康問題の原因・分布・帰結の要因として考えられる社会経済的・人口統計的・文化的な規定因子、さらにその国の医療制度および患者の権利を理解するのに必要な学識、概念、方法、技能そして態度を提供し教育することを意味する。この教

育を通じて地域・社会の医療で必要とされることの分析力、効果的な情報交換、臨床判断、そして倫理の実践を学ぶ。

日本版注釈:

- [社会医学]は、法医学を含む。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを明示し実践しなければならない。
  - 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床および専門的技能の修得(B 2.5.1)
  - 卒後の研修・診療に準じた環境で、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2)
  - 健康増進と予防医学体験(B 2.5.3)
- 重要な診療科で学習する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
  - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.5.1)
  - 現在と将来に社会および医療で必要となること(Q 2.5.2)
- 全ての学生が早期に患者との接触機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- 教育プログラムの進行に合わせて、異なった臨床技能教育が行なわれるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

注 釈:

- [臨床医学]は、地域の必要性、関心および歴史的経緯により、麻酔学、皮膚科学、放射線診断学、救急医学、総合診療/家庭医学、老年医学、産婦人科学、内科学(各専門領域を含む)、臨床検査学、医用工学、神経科学、脳神経科学、腫瘍学ならびに放射線治療学、眼科学、整形外科学、耳鼻咽喉科学、小児科学、緩和医療学、理学療

法学、リハビリテーション医学、精神科学、外科学（各専門領域を含む）および性病学（性感染症）が含まれる。臨床医学にはまた、卒後研修・専門研修をする準備段階の教育を含む。

- [臨床技能]には、病歴聴取、身体診察、医療面接の技能、手技・検査、救急診療、薬物処方および治療実践が含まれる。
- [専門的技能]には、患者管理技能、協働とリーダーシップの技能、職種間連携が含まれる。
- [適切な医療的責務]は、健康促進、疾病予防および患者ケアに関わる医療活動を含む。
- [教育期間中に十分]とは、教育期間の約 3 分の 1 を指す。（日本では 6 年教育の 1/3 で、概ね 2 年間を指す）
- [計画的に患者と接する]とは、学生が診療の状況の中で十分に学ぶことができる頻度と目的を考慮することを意味する。
- [臨床領域で学習する時間]には、臨床体験（ローテーション）とクラークシップが含まれる。
- [重要な診療科]には、内科（各専門科を含む）、外科（各専門科を含む）、精神科、総合診療科/家庭医療科、産婦人科および小児科を含む。
- [患者安全]では、学生の医行為に対する監督指導が求められる。
- [早期に患者との接触機会]とは、その一部をプライマリ・ケア診療のなかで行ない、患者からの病歴聴取や身体診察および医療コミュニケーションを含む。
- [実際の患者診療への参画]は、地域医療環境で患者への検査および治療の一部を監督指導下に責任を果たすことを含む。

日本版注釈:

- 臨床技能教育は、低学年での患者との接触を伴う臨床現場での実習から高学年での参加型臨床実習を含み、全体で 6 年教育の 1/3 で、概ね 2 年間を指す。

2.6 カリキュラム構造、構成と教育期間

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序、その他のカリキュラム構成要素を明示しなくてはならない。（B 2.6.1）

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の縦断的(連続的)統合(Q 2.6.2)
- 教育プログラムの一部として中核となる必修教育内容だけでなく、選択的な教育内容を決め、必修との配分を考慮して設定すること(Q 2.6.3)
- 補完医療との接点(Q 2.6.4)

注 釈:

- [水平的統合]の例には、解剖学、生化学および生理学などの基礎医学の統合、消化器系として内科、外科のそれぞれの専門分野の統合、腎臓病学と泌尿器科学の統合などが挙げられる。
- [縦断的(連続的)統合]の例には、代謝異常症と生化学の統合、心臓病学と心血管生理学の統合などが挙げられる。
- [必修教育内容と選択的な教育内容]とは、全学生が学ぶ必修科目と選択必修科目および任意選択科目を意味する。
- [補完医療]には、非正統的、伝統的、代替医療を含む。

2.7 プログラム管理

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 学長・医学部長などの教育の責任者の下で、教育成果を達成するための教育立案とその実施に責任と権限を持ったカリキュラム委員会を設置しなくてはならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員として、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラム委員会を中心に教育改良の計画と実施を行なうべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に他の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

注 釈:

- [権限を持ったカリキュラム委員会]は、特定の部門や講座の個別利権よりも優位であるべきであり、教育機関の管理運営機構や行政当局の管轄権などで定められている規約の範囲内でのカリキュラムに関する裁量権を含む。カリキュラム委員会は、教育方法、学習方法、学生評価およびカリキュラム評価の立案と実施のために裁量を任された資源について配分を決定できるべきである。(領域 8.3 参照)
- [他の教育の関係者]には、教育課程の参画者として、研修病院および他の臨床施設の代表、医学部卒業生代表、教育に関わる医療専門職代表、他学部の教員などを含む。他の関係者として、さらに地域や一般市民(例:患者組織を含む医療提供システムの利用者)の代表者を含む場合がある。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 卒前教育と卒後の訓練または臨床実践の段階との間に適切な運営連携を確実に行なわなければならない。(B 2.8.1)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実に行なうべきである。
  - 卒業生が働くと考えられる環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること。(Q 2.8.1)
  - 地域や社会の意見を取り入れ、教育プログラムの改良を検討すること。(Q 2.8.2)

注 釈:

- [運営連携]とは、保健医療上の問題点を特定し、それに対して必要な教育成果を明らかにすることを意味する。このためには、地域、全国、地域の国家間、そして全世界の視点に立って、教育プログラムの要素および卒前・卒後・生涯教育の連携について明確にし、定める必要がある。運営連携には、保健医療機関との意見交換および保健医療チーム活動への教員および学生の参画を含むことができる。さらに卒業生の雇用者からのキャリア情報提供などの建設的意見交換も含まれる。
- [卒後の訓練または臨床実践の段階]には、卒後教育(卒後研修、認定医教育、専門医教育)および生涯教育(continuing professional development, CPD;continuing medical education, CME)を含む。

８．統轄および管理運営

8.1 統轄

基本的水準:

医科大学・医学部は

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み規定されていなければならない。(B 8.1.1)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 統括する構造として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
  - 教員(Q 8.1.1)
  - 学生(Q 8.1.2)
  - その他教育に関わる関係者(Q 8.1.3)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.4)

注 釈:

- [統轄]とは、医科大学・医学部を統治する活動および構造を意味する。統轄には、主に方針決定、全般的な組織やプログラムの方針を確立する過程およびその方針を実行・管理することが含まれる。組織とプログラムの方針には通常、医科大学・医学部の使命、カリキュラム、入学者選抜方針、教員の募集および選抜方針、実践されている医療や保健医療機関との交流や連携も含まれる。
- 医学部が大学の一部である場合、または大学と連携している場合、統轄構造における[大学内での位置づけ]が明確に規定される。
- [委員会組織]はその委員会、特にカリキュラム委員会の責任範囲を明確にする。(B 2.7.1 を参照)。
- [その他教育に関わる関係者]には、文部科学省や厚生労働省、保健医療機関、医療提供システム、一般市民(例:健康管理システムの利用者)の代表者が含まれる。
- [透明性]の確保は、公報、web 情報、議事録の開示などで行う。

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 医学教育プログラムの定義と運営に向けた教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

質的向上のための水準:
医科大学・医学部は
- 教学におけるリーダーシップの評価を、医科大学・医学部の使命と教育成果について定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

注 釈:
- [教学のリーダーシップ]とは、教育、研究、臨床における教学の事項の決定に責任を担うポジションのある人を指し、学長、学部長、学部長代理、副学部長、講座の主宰者、コース責任者、機構および研究センターの責任者のほか、常置委員会の委員長(例:学生の選抜、カリキュラム立案、学生のカウンセリング)などが含まれる。

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準:
医科大学・医学部は
- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含む責任と権限のある範囲を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上のニーズに沿って教育的資源を分配しなければならない(B 8.3.2)

質的向上のための水準:
医科大学・医学部は
- 意図した教育成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の分配においては、医学の発展と社会の健康上のニーズを考慮すべきである(Q 8.3.2)

注 釈:
- [教育予算]はそれぞれの機関と国の予算の執行に依存し、医科大学・医学部での透明性のある予算計画にも関連する。
- [資源配分]は組織の自律性を前提とする(1.3 の注釈を参照)。

- 学生の支援と学生組織への[教育予算と資源配分]について（B 4.3.3 および 4.4 の注釈を参照）。

8.4 事務職と運営

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 以下のことを行うのに適した事務職および専門職を配置しなければならない。
  - 教育プログラムと関連の活動を支援する（B 8.4.1）
  - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する（B 8.4.2）

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し履行すべきである。（Q 8.4.1）

注　釈:

- [事務職]とは、方針決定と方針ならびに計画の履行を支援する管理運営組織の地位にある者で、運営上の組織的構造によって異なるが―学部長室、事務局の責任者、スタッフ、財政の責任者、予算および財務局のスタッフ、入試事務局の役員およびスタッフ、プランニング、人材、IT の各部門の責任者およびスタッフが含まれる。
- [運営]とは、組織の方針およびプログラムの方針の執行に主に関わる規則および体性を意味し、これには経済的、組織的な活動、すなわち医科大学内の資源の実際の配分と使用が含まれる。組織およびプログラムの方針の執行は、使命、カリキュラム、入学許可、教員募集、および外部との関係に関する方針と計画を実行に移すことを含む。
- [事務職の適切性]とは、資格に応じた規模と構成を意味する。
- [管理運営の質保証のための制度]には、改善の必要性の検討と運営の検証が含まれる。

日本版注釈:

- [専門職]とは、医師・看護師・技師等の専門職を意味する。

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない(B 8.5.1)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである(Q 8.5.1)

注 釈:

- [建設的な交流]とは、情報交換、協働、組織的な決断を含む。これにより、社会が求めている能力を持った医師の供給が行える。
- [保健医療部門]には、公立、私立を問わず、医療提供システムや、医学研究機関が含まれる。
- [保健医療関連部門]には、—問題や地域組織に依存するが— 健康増進と疾病予防(例:環境、栄養並びに社会的責任に関して)を行う機関が含まれる。
- [協働を構築する]とは、正式な合意、協働の内容と形式の記載、および協働のための連絡委員会や協働事業のための調整委員会の設立を意味する。